



(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第34号 2021年7月16日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

五輪関係者タクシー輸送の見直しを申し入れ 国交省は具体的な改善策を講じる気はなし、改めて抗議

自交総連は7月16日、五輪関係者のタクシー輸送（ハイヤー流用輸送）について、緊急の国交省交渉を行い、自交総連の声明（31号参照）を手渡し、紙看板一枚でタクシーとハイヤーを入れ替えて海外からの入国者を乗せる危険な輸送方法を見直すよう求めました。

声明に基づき、具体的な改善策を提案しましたが、国交省は、「運転者のみなさまに不安を抱かせたことはお詫びしたい」と言いながら、車両を分けるなど具体的な見直しはせず、消毒を徹底してもらおうと繰り返すばかりでした。

通達の解釈をねじ曲げている点、車両の区別や営業所に戻って消毒するように提案しているのに見直しをしない国交省の姿勢に、自交総連として抗議しました。

国交省の担当者に要請書を渡す高城委員長（左）
＝7月16日、国交省内



【2021. 7. 16 国土交通省交渉】

出席者 国交省 自動車局旅客課村瀬崇史地域交通対策官、土肥祐二タクシー事業活性化調整官他1人

組合側 高城委員長、舞弓副委員長、菊池書記長

要 請 事 項	回 答 要 旨
—入国14日以内の五輪関係者の輸送にタクシーを使うということは、どういう経過で決まったのか？	五輪組織委員会と業界とで調整し、当初はハイヤーで運ぶ予定だったが、ハイヤーが足りないとなったので、ハイヤー流用制度が活用できないかと相談があった。業界でも調整が調ったとして関東運輸局に要請があって、関東運輸局が6月に流用制度の指定地域を公示し、それに基づいて事業者からハイヤー流用の届出がされている。

<p>—この措置は4月12日付のハイヤー臨時流用特例制度の通達に基づいてやっているのか？ この通達は、どう読んでもハイヤーに流用する車両はタクシーと区別して届出て、タクシーに戻す時も届出るとしか読めない。同じ車を五輪関係者が乗る時だけハイヤー扱いにするということが出来るはずがない。</p> <p>通達を勝手に読み替えるこんなやり方が許されたら、自家用有償運送の特例とか、全部なし崩しに拡大解釈されるおそれがあるのではないか。</p>	<p>この通達に基づいてやっている。タクシーとハイヤーの切り替えをきちんとやってもらうことが大切で、切り替える際には十分な消毒をしてもらうことにしている。</p> <p>通達の書き方が稚拙だと言われると申し訳ないと言えぬ。書き方が稚拙な点は反省している。これは必ず車両を分けるということではなく、きちんと切り替えるということが大切だということ。タクシーに戻す時に届出るというのも、この扱いが終わるときは届出ってもらうということだ。</p> <p>声明は読ませていただいた。自交総連さんのおっしゃることはわかる。運転者のみなさんに不安を抱かせたことはお詫びしたい。</p>
<p>(1) オリンピック関係者の輸送に使用する車両は、感染防止シート、新型空気清浄機を設置した車両とし、一般タクシー車両と区別すること。</p> <p>(2) 使用する車両は、関係者の輸送後は営業所に戻って入念に消毒するなど消毒対策を徹底すること。</p> <p>(3) 運転者についてはワクチン接種が済んだ者を担当とすること。あわせて、エッセンシャルワーカーであるすべての運転者のワクチン優先接種を早急に実施すること。</p>	<p>車両を区別すると、一般のタクシーが足りなくなるという問題もあり、難しい。専属の車両にしても、輸送が終わった後に消毒しないと意味がない。一般のタクシーにしても同じで、どちらもきちんと消毒してもらうことが大切だと思う。</p> <p>安全な場所に停めて消毒してもらう。(安全な場所とはどこか、公道の上かとの質問には答えられず)。営業所に戻ってもきちんと消毒できる保障はない。その都度、しっかりやってもらうことが大切だ。</p> <p>(ハイヤー扱いにするなら、輸送後に営業所に戻るのは当然のことではないかとの質問にも答えられず)</p> <p>週明けにも国交省から東タク協、業界に消毒の徹底等の説明を改めて行う予定だ。</p> <p>国交省がワクチンを持っていたら優先して打ちたいという気持ちだが、持っていない。国の方針として、全国民分はあるので、順次接種するということになった。</p> <p>(計画性がまったくないとの批判に)不安を抱かせていることは申し訳ない。</p>